

かんとりい☆とりたん地域活動奨励金規程

(目 的)

第1条 この規程は、地域活動に熱心に取り組み、学業とも両立をさせている鳥取看護大学・鳥取短期大学
(以下「両大学」という)の学生に対して支給する奨励金について定める。

(奨励金対象者)

第2条 前条における奨励金対象者は、次の各号いずれかに該当する両大学の学生とする。

- (1) 入学前3年間に顕著な地域活動を行った経験を持ち、入学後も地域活動を行う強い意志や意欲を持つ者であること。
- (2) 両大学在学時に、地域活動に熱心に取り組んでいる者または団体であること。

(選 考)

第3条 選考はグローバルセンター運営委員会で行う。

(奨励金の金額)

第4条 奨励金は年間10万円とする。

(奨励金の支給期間)

第5条 支給期間は1年間とする。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるものの他、運用その他の事項はグローバルセンター運営委員会で決定する。

(所 管)

第7条 本奨励金に関する業務はグローバルセンターの所管とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、規定管理規程の定めによる。

附 則

この規程は令和3年12月1日から施行する。